

「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」(通知)(概要)

(平成28年9月15日発出)

点検項目を策定(以下、主な項目)

① 日常の対応

ア 所内体制の整備

例: 職員の役割分担の明確化等しているか/職員に対し防犯講習等を実施しているか/緊急連絡網などを作っているか

イ 施設設備面における防犯に係る安全確保

例: 必要に応じ非常通報装置や防犯カメラを設置するなど、可能な範囲で、施設設備面の対策を講じているか

② 緊急時の対応

ア 不審者情報がある場合の関係機関への連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制

例: 不審者を職員等が直接見かけたときや利用者の家族からの連絡を受けたとき等は、必要に応じ、警察、自治体の担当者に連絡し近隣の社会福祉施設等へも連絡 等

: 職員等による巡回、監視体制に必要な職員の増配置、警備員の配置等

イ 不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等

例: 不審者が立ち入った場合、直ちに、警察に通報するとともに、利用者の家族、自治体の担当者等に連絡

: 緊急連絡網などを活用して職員が相互に情報共有し、複数の職員による協力体制を速やかに構築

: 入所者等の特性等に配慮しながら、不審者から離れた場所に直ちに避難誘導

※なお、上記点検項目については、現時点で考えられるものであり、引き続き、関係者からの意見等を踏まえ、追加や修正等があり得る。